

岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱  
細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業実施要綱（令和5年6月1日施行。以下「要綱」という。）第17条の規定により、岩倉市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 要綱第3条第1項第2号に規定する市長が別に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、令和5年6月1日（以下「基準日」という。）において岩倉市（以下「市」という。）にその住民票を移していないもの

ア 基準日において、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者及びその同伴者（基準日時点で住民票に記載されている住所が当該者と同一で、現に当該者と生計を一にしてしている者をいう。以下同じ。）であって、一定の要件を満たしており、かつ、その旨を市長に申し出たもの

イ 基準日において、親族（配偶者を除く。）からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設に入所し、当該親族と生計を別にしてしている入所者であって、一定の要件を満たしており、かつ、その旨を市長に申し出たもの

ウ 基準日以降、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び(カ)における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。）をいう。次号において同じ。）であって、市が所在地である施設等に入所等しているもの

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3

号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。

（イ）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（イ）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上の理由又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

（ウ）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童

(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (エ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)
  - (オ) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により入居している者に限る。)
  - (カ) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)
- エ 措置入所等障害者（障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて入所等をしている者を除く。）をいう。以下同じ。）又は措置入所等高齢者（高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同

- 項第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2月以内の期間を定めて入所等をしている者を除く。)をいう。以下同じ。)であって、市が所在地である施設等に入所等しているもの
- (2) 前号ウ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等であって、市以外の市区町村が所在地である施設等に入所等しているもののうち、次のア及びイのいずれにも該当するもの
- ア 当該施設等の所在する市区町村において、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金その他の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を活用した給付金の支給の対象とならない者
- イ 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 居住が安定していないいわゆるホームレスである者及び事実上ネットカフェに寝泊まりしている者(以下「ホームレス等」という。)であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者のうち、基準日の翌日以降市において住民登録の手続きを行い、市の住民基本台帳に記録されることとなったもの
- (4) 現に市の住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市に申し出た者のうち、法務局等において無戸籍者として把握していることの証明がされており、かつ、市長が適当と認めるもの

2 前項第1号ア及びイの「一定の要件」とは、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 前項第1号ア又はイの申出をした者(第4号において「申出者」という。)の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条に基づく保護命令(同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令)が出されていること。
- (2) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対して婦人相談所から発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証

明書を含む。)又は婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。)若しくは行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体等をいう。)による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金用DV等被害申出受理確認書(様式第1)が発行されていること。

(3) 基準日の翌日以降に住民票が市に移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。

3 第1項第1号ア及びイの市長への申出は、電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書(様式第2)により行うものとする。

(代理申請)

第3条 要綱第10条第4項の市長が別に定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 要綱第10条第1項第2号に規定する代理人 法定代理人であることを証する公的機関が発行した書類を添付する方法

(2) 要綱第10条第1項第3号に規定する代理人 電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金の代理申請のための確認書(様式第3)を添付する方法

(家計急変世帯の支給対象者等に対する価格高騰重点支援給付金の申請の受付開始日)

第4条 要綱第11条の市長が別に定める日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 要綱第8条第1項の規定による申請の受付開始日は、令和5年8月1日とする。

(2) 要綱第9条第1項の規定による申請の受付開始日は、令和5年6月26日とする。

附 則

この細則は、令和5年6月1日から施行する。